

会 議 録		令和6年9月20日作成	令和10年3月末日廃棄
会議名	京都府舞鶴警察署協議会（令和6年度第2回）		
開催日	令和6年9月18日（水曜日）		
時 間	午後1時30分から午後2時55分までの間（85分）		
場 所	京都府舞鶴警察署 本庁舎講堂		
出席者	宮本会長、吉岡副会長、土井副会長、福本委員、笹田委員、加藤委員 桑村委員、澤江委員（ゆら乗船は欠席）、前田委員、矢野委員 （欠席 伊庭委員）		計10人
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、地域課長代理 刑事課長、交通課長、警備課長、広聴相談係長		計11人
諮 問 事 項	1 京都府舞鶴警察署の体制について 2 警察用船舶「ゆら」について（乗船）		
会 議 内 容	1 会長挨拶 司会 副署長 2 署長挨拶 3 協議 司会 会長 (1) 諮問事項説明 京都府舞鶴警察署の体制について～警務課長 【委員】 地域課の説明で、「交番」と「駐在所」があったが違いは何なのか。舞鶴署は「交番」が少なく、周辺部には「駐在所」が多いが、「交番」と「駐在所」では勤務の内容や体制は違うのか。 【警察】 「交番」と「駐在所」の違いについては、「交番」は勤務員が三交替制で交替して勤務しているのに対して、「駐在所」は1人の駐在所員が家族とともに「駐在所」に居住しながら勤務し、受け持つ管内の治安を守っている。 【委員】 警備課の説明で「警護」の話があったが、舞鶴の話でないが、今、京都に皇族の彬子様がお住まいでいらっしゃるが、こちらにも常に警察官が「警護」についているのか。 【警察】 彬子女王様は皇族の方であり、警衛警備の対象であることから、警察官がいわゆる「警護」にあたっている。 ～警察用船舶「ゆら」係留場所へ移動～ (2) 諮問事項説明 警察用船舶「ゆら」について（乗船）～地域課長		

会 議
内 容

【委員】 警察用船舶による取締りの対象や違反の態様としてはどのようなものがあるのか。

【警察】 主な取締りとしては、船にも乗船できる定員が決められており、小さな船に一杯の人が乗っているような定員オーバーの違反や、船にも車の車検のような船検を定期的に受けなければならないので、船体の両サイドに表示義務のある検査証を確認して検査切れの違反などを取り締まっている。

また、岩場などで貝などの密猟をしている者の取締りも行っており、今年も小橋でサザエを密漁していた者を検挙している。

船舶では近づけないような浅い場所には、積載している水上オートバイであれば水深 50 センチの所でも行けるので、水上オートバイでもこうした取締り活動を行っている。

【委員】 水上バイクの問題があると思うが、舞鶴の湾内で走り回っているような状況はあるのか。

【警察】 水上バイクの発着点として多いのが由良川河口や宮津であり、管内であれば青井マリーナがあるが、舞鶴湾内で暴走している水上バイクは見られない。

海水浴場近くで禁止エリアに侵入しているわけではないが、スピードを出している水上バイクに対しては指導を行っており、指導には素直に従う者が大半である。

4 事務連絡

令和 6 年度第 3 回京都府舞鶴警察署協議会は、令和 6 年 12 月 11 日午後 1 時 30 分から実施予定である。

以上

第2回京都府舞鶴警察署協議会の開催状況

